

福井県県有施設の LED 化に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

本県は、県有施設の既存の照明器具について、CO2 排出量を削減するために LED 化を進めたいと考えております。

初期費用を抑えるため、リース方式による LED 化を進める事業（以下「本事業」といいます。）の実施を考えています。

本市場調査は、今後、本事業を行う民間事業者の公募に向けて、本県のニーズと民間事業者のニーズを可能な範囲で両立させる条件を整理するために、また効率的かつ効果的な事業実現のために、直接対話による意見交換（サウンディング型市場調査（※1））を実施するものです。

（※1）サウンディング型市場調査とは、民間事業者と直接対話をして、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うものです。

2 背景

本県では、令和5年3月に福井県環境基本計画を改定しました。その取組の1つとして、新築・改修施設だけでなく、既存の施設においても、計画的に LED 照明への切替を行うことを目指しています。

LED 化については、電気使用量削減及び CO2 削減の効果が確実に得られること、また、蛍光灯生産終了の社会情勢を踏まえ、早急に進めたいと考えています。

3 本県の方針

- ①本事業は、付加価値等の提案や民間事業者の創意工夫による提案が可能な公募型プロポーザル方式により、契約相手方の選定を行いたいと考えています。
- ②現時点で予定している対象施設（【別紙3】参照）について、早期の LED 改修により、電気使用量削減及び CO2 削減効果を得たいと考えています
- ③公告（公募の開始）の際に提供する情報は、現時点で仕様書【別紙1】、既存照明リスト【別紙2】、技術仕様書（※公告の際には提供予定）を想定しております。提案の条件として、施設ごとの電気代削減効果および CO2 削減効果を示していただく予定です。
- ④本県では【別紙3】記載の施設の全ての LED 照明について、その一括保守管理を本事業に含めて委託しようと考えています。

4 対象施設

【別紙3】のとおり

5 対話のテーマ

主に以下の3テーマについて、可能な範囲でご意見及びご提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

以下のテーマ以外について、本事業の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において本県に配慮を望むこと等があれば、ご意見をお聞かせください。（一部の項目でも構いません。）

対話当日は、事前にご提出いただいた対話資料に沿ってご説明をお願いいたします。

ア 公告（公募の開始）時に必要な情報について

公告（公募の開始）時に本県が提供する情報について、事業化には不十分であると考えられる場合は、他にどのような情報が必要であるか伺います。

あわせて、公告（公募の開始）から事業者選定にかかる審査会まで1カ月～2か月程度の期間を設けることを考えていますが、期間の妥当性についてご意見を伺います

イ 施工可能な改修期間及び事業規模について

【別紙3】に記載のある施設・照明台数について、1年間での施工が現実的に実現可能であるか伺います。困難である場合、1年間で実施可能な「事業規模（施設数または照明台数）」について、ご意見を伺います。

ウ その他

本事業のポテンシャルを最大に高め得る公募要件がないか等、上記のテーマ以外のことについて、ご意見を伺います。

6 スケジュール

参加受付 令和7年5月2日（金）～5月16日（金）

対話への参加を希望される事業者の方は、「エントリーシート」及び「対話資料」に必要事項を記入し、Eメールにて参加受付期間内に申し込み先へご提出ください。

参加受付期間 令和7年5月2日（金）から5月16日（金）まで
申込み・問合せ先 福井県エネルギー環境部エネルギー課新エネルギーG
福井県福井市大手3丁目17-1
電話番号:0776-20-0302
Eメール:energy@pref.fukui.lg.jp

対話の実施 令和7年5月19日（月）～5月23日（金）

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。

対話の実施日時及び場所については、エントリーシート受付後、別途調整させていただきます。

日 時 令和7年5月19日（月）～5月23日（金）
各事業者30分～60分程度（申込み後、個別に調整します。）
場 所 福井県庁（福井県福井市大手3丁目17-1）
対象者 本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
※対話に出席する人数は、5名以内としてください。
※参加要件については、「5（6）参加要件」をご参照ください。
※希望により、WEB会議システムによる対話（Teams）も可能です。

結果の公表 令和7年6月中旬頃予定

対話の概要を公表します。その内容については、参加事業者の方に確認をした上で本県ホームページにて公表します。

7 留意事項（※必ずご確認ください）

（1）対話への参加の取り扱い

- ①対話への参加実績は、本事業の事業者選定の評価対象とはなりません。
- ②対話内容は、今後の事業実施条件を検討する際の参考とするものであり、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

（2）費用負担

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（3）追加協力をお願い

後日、再度対話（文書照合含む。）をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

（4）実施結果の公表

- ①対話の実施結果については、概要を県ホームページで公表します。
- ②公表にあたっては、事業者のノウハウ等を保護するため、事前に参加事業者に内容を確認したうえで公表します。なお参加事業者の名称は公表しません。

（5）提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

（6）参加要件

次の資格要件の全てを満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ②現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ④次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者